

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和2年4月1日現在)

一般行政職(市長部局、各行政委員会等)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	職員数		内訳		職制上の段階				
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階		
一般任用 職員相当 1級	主事の職務で三条市一般任用 職員に関する規則(平成23年三 条市規則第10号。以下「規則」と いう。)に定めるⅡ類一般任用職 員が従事する業務に相当する業 務を行う職務	0	0.0		計	0	180	35.7	主事級	
一般任用 職員相当 2級	主事又は技師の職務で規則に 定めるⅠ類一般任用職員が従 事する業務に相当する業務を行 う職務	14	2.8	主事 技師	9 5					
1級	主事又は技師の職務	85	16.9	主事 技師	75 10					
				計	85					
2級	主事又は技師の職務で相当高 度の知識又は経験を必要とする 業務を行う職務	81	16.0	主事 技師	71 10					
				計	81					
3級	主任の職務	163	32.3	主任	163	計	163	166	32.9	主任級
4級	係長の職務	84	16.7	主任	3					
				係長	57					
				主査	22					
				グループ長	2					
計	84	81	16.1	係長級						
5級	課長補佐の職務				40	7.9	課長補佐 室長 次長 所長 場長	23 3 3 9 2		
				計	40	40	7.9	課長補佐級		
				6級	課長の職務				30	6.0
				計	30	30	6.0	課長級		
				7級	部長の職務				7	1.4
				計	7	7	1.4	部長級		
合計		504	100.0	※職員数には再任用職員を含む。						

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和2年4月1日現在)

技能労務職(市長部局、各行政委員会等)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	職員数		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
一般任用 職員相当 級	規則に定めるⅢ類一般任用職 員が従事する業務に相当する業 務を行う職務	9	10.7	技士	2	84	100.0	技 士 級
				管理士	5			
				調理士	2			
				計	9			
1級	一般技能職員及び一般労務 職員の職務	0	0.0					
				計	0			
2級	相当の技能又は経験を必要と する作業を行う技能職員及び労 務職員の職務	0	0.0					
				計	0			
3級	特に高度の技能又は長期の経 験を必要とする作業を行う技能 職員及び労務職員の職務	3	3.6	調理士	3			
				計	3			
4級	市長が職務の内容、責任の度 合等からみて、特に重要な業務 を所掌すると認める職務	47	55.9	技士	13			
				管理士	12			
				調理士	22			
				計	47			
5級	4級の項に掲げる職務で特に 長期の経験を必要とする業務を 行う職務	25	29.8	技士	9			
				管理士	11			
				調理士	5			
				計	25			
合計		84	100.0	※職員数には再任用職員を含む。				

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和2年4月1日現在)

消防職

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	職員数		内 訳		職制上の段階								
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階						
1級	1 消防副士長の職務 2 消防士の職務	39	26.0	係員	1	58	38.7	係員級						
				隊員	38									
				計	39									
2級	消防士長の職務	19	12.7	係員	3				52	34.7	主任級			
				隊員	16									
				計	19									
3級	1 消防司令補の職務 2 消防士長の職務で相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	55	36.6	副小隊長	17	28	18.6	係長級						
				主任	8									
				分隊長	24									
				副分隊長	3									
				主査	1									
				小隊長	2									
4級	1 消防司令の職務 2 消防司令補の職務で相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	33	22.0	係長	5	8	5.3	課長補佐級						
				主査	2									
				小隊長	15									
				分遣所長	3									
				課長補佐	2									
				署次長	4									
				分署長	2									
				計	33									
5級	1 消防司令長の職務 2 消防司令の職務で相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	2	1.3	課長	2	3	2.0	課長級						
				計	2									
6級	消防司令長の職務で消防長が職務の内容、責任の度合等からみて特に重要な業務を所掌すると認める職務	1	0.7	本部次長	1				1	0.7	部長級			
				計	1									
7級	消防監の職務	1	0.7	消防長	1							1	0.7	部長級
				計	1									
合計		150	100.0											

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和2年4月1日現在)

一般行政職(水道企業職員)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	職員数		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
一般任用 職員相当 1級	主事の職務で規則に定めるⅡ 類一般任用職員が従事する業 務に相当する業務を行う職務	0	0.0	計	0	0	0.0	主事級
一般任用 職員相当 2級	主事又は技師の職務で規則に 定めるⅠ類一般任用職員が従 事する業務に相当する業務を行 う職務	0	0.0	計	0			
1級	主事又は技師の職務	0	0.0	計	0			
2級	主事又は技師の職務で相当高 度の知識又は経験を必要とする 業務を行う職務	0	0.0	計	0			
3級	主任の職務	7	58.3	主任	7	7	58.3	主任級
				計	7			
4級	係長の職務	2	16.7	係長	2	2	16.7	係長級
				計	2			
5級	課長補佐の職務	2	16.7	課長補佐 場長	1 1	2	16.7	課長補佐級
				計	2			
6級	課長の職務	1	8.3	課長	1	1	8.3	課長級
				計	1			
7級	部長の職務	0	0.0	計	0	0	0.0	部長級
合計		12	100.0					

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和2年4月1日現在)

技能労務職(水道企業職員)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	職員数		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
一般任用 職員相当 級	規則に規定するⅢ類一般任用 職員が従事する業務に相当する 業務を行う職務	1	11.1	技士	1	9	100.0	技 士 級
				計	1			
1級	一般技能職員及び一般労務職 員の職務	0	0.0					
				計	0			
2級	相当の技能又は経験を必要と する作業を行う技能職員及び労 務職員の職務	0	0.0					
				計	0			
3級	特に高度の技能又は長期の経 験を必要とする作業を行う技能 職員及び労務職員の職務	0	0.0					
				計	0			
4級	市長が職務の内容、責任の度 合等からみて、特に重要な業務 を所掌すると認める職務	6	66.7	技士	6			
				計	6			
5級	4級の項に掲げる職務で特に 長期の経験を必要とする業務を 行う職務	2	22.2	技士	2			
				計	2			
合計		9	100.0					